

# ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

2021年5月25日

Ver.6



## <目次>

はじめに .....	P 3
I. 適合施設 チェックリスト	
ネイルネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン .....	P 4
II. ネイルスクール等での感染拡大防止のための対応 .....	P 5
1. 受講に際しての留意点 .....	P 5
2. ネイルスクール等の授業・講習に関する対応 .....	P 6
①新型コロナウイルス感染症が収束するまでの授業・講習の変更事項の周知	
②感染症関連のキャンセル等に対する、柔軟な対応	
③受講生の通学に関する配慮	
◆新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)利用の促進と留意点	
3. 衛生管理・感染症対策 .....	P 6
①教室・講習会場入口	
②教室・講習会場	
③実習場面(対面での飛沫感染防止策)	
④休憩時における留意点	
⑤その他の高頻度接触部位の消毒または除菌	
⑥会計の際の留意点(レジおよび金銭授受)	
⑦換気・湿度管理	
⑧実技授業・講習に関わる器具、用具、備品類	
⑨実習を行う際の予防策	
⑩トイレ、手洗い設備等	
⑪廃棄物の処理	
※消毒用エタノール等が入手困難な場合の対応について	
4. 講師・スタッフの健康管理 .....	P 12
5. 緊急時の対応について	
新型コロナウイルス陽性者や濃厚接触者が発生した場合 .....	P 13
<参考> <謝辞> 「ネイルサロン衛生管理士」資格制度 .....	P 14
<参考資料>	
『新型コロナウイルス感染症の”いま”に関する11の知識』(厚生労働省HP)より抜粋	
内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策より抜粋 感染リスクが高まる「5つの場面」 …	P 15

## はじめに

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、2021年4月25日から3回目の緊急事態宣言の期間に入り、その後、期間の延長、対象地区の追加等もあり、引き続き感染症の動向について情報収集が必要となっています。国内ではじめて感染が確認されてから一年以上が経過し、ワクチンの供給が始まっていますが、依然として世界中で感染拡大は続いています。我が国では、国民の生命を守るために、感染者数を抑えることおよび医療提供体制を維持することが重要であり、さらに社会経済活動の継続を図るための取り組みが求められています。

### 第32回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料より抜粋（2021年4月27日）

影響が懸念される変異株(VOC)の割合が、関西(大阪、京都、兵庫)では、8割程度の高い水準が継続しており、従来株から置き換わったと推定される。東京でも4割程度、愛知で6割程度など他の地域でも割合が上昇傾向にあり、今後、全国的に置き換わっていくことが予想される。現段階では、15歳未満で明らかな感染拡大の傾向は見られておらず、今般の拡大に際しても、小児の症例数が顕著に多いとは認められない。大阪では、40代以上の重症化率が高くなっているとの指摘もあるが、変異株割合の上昇や軽症者が診断されなくなっているのではないかという可能性があり、引き続き注視が必要である。

⇒■厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料等(第31回～)



### 【新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更(令和3年4月16日)】

新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。(略)現在、従来よりも感染しやすい可能性のある変異株やワクチンが効きにくい可能性のある変異株が世界各地で報告されている。国立感染症研究所によると、N501Y の変異がある変異株は、英国で確認された変異株(VOC-202012/01)、南アフリカで確認された変異株(501Y.V2)、ブラジルで確認された変異株(501Y.V3)、フィリピンで確認された変異株(P.3系統)がある。我が国でも、これら懸念される変異株(Variant of Concern:VOC)の感染者の割合が上昇しており、急速に置き換わりが起きつつある。この変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある(英国で確認された変異株の実効再生産数の期待値は従来株の1.32倍と推定)。また、英国や南アフリカで確認された変異株については、重症化しやすい可能性も指摘されている。また、E484K の変異がある変異株は、南アフリカで確認された変異株、ブラジルで確認された変異株、フィリピンで確認された変異株がある。このE484K の変異がある変異株については、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。このほか、E484K 単独の変異がある変異株(R.1)が、関東・東北地方で増加している。このE484K 単独の変異がある変異株については、注目すべき変異株(Variant of interest:VOI)として、その疫学的特性を分析し、今後の拡大状況をゲノムサーベイランスで引き続き注視する必要があるとされている。

変異ウイルスの拡大に最大限の警戒が必要であり、これまで講じてきた基本的な感染症対策に加え、人流を低下させる具体的な対策に取り組むことが求められています。

これまで飛沫感染防止の観点から対面遮蔽のスニーゼガードの設置を必須としておりましたが、本ガイドラインver.6では、席の間隔が1m未満の場合には、側面遮蔽のスニーゼガードの設置も追加しております。

感染症を蔓延させないため、ネイル業界としての強い意志と行動が求められています。

なお、本ガイドラインは発行日現在の情報を基に作成しております。ウイルスの感染状況には地域差もあり、今後明らかになる事実により必要な対応が変更になる場合もあります。

今後の新型コロナウイルス感染状況の予想が困難なため、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、各都道府県が定める行動計画や、各地区の保健所や他の行政機関からの指示や要請も参考にしながら、適切な対応をお願いいたします。

日本ネイリスト協会から皆様に対して情報や要請等の文書も発信してまいりますのでネイルスクール等経営者、ネイルスクール講師および関係者の皆様におかれましてはJNAホームページの最新情報もご確認ください。

2021年5月25日 <Ver.6>  
2021年2月16日 <Ver.5>  
2020年10月31日 <Ver.4>  
2020年5月21日 <Ver.3>  
2020年4月9日 <Ver.2>  
2020年3月27日 <Ver.1>

発行日現在の情報を基に作成しております。今後明らかになる内容によって変更する場合があります。

## I.適合施設 チェックリスト ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

受講生とスタッフの健康を守り、安心して授業・講習を受講していただくため、以下の 22 項目の感染症対策を実践しましょう。

JNA 認定校は、本チェックリストに基づき感染症対策を実践することで JNA のホームページより「実施宣言ステッカー」を取得することが出来ます。実施宣言ステッカーをサロンに掲示して、感染防止対策に取り組んでいることを宣言しましょう。

実践項目	具体的な内容	詳細頁
<strong>教室・講習会場の設備・環境 全般に関わる事項</strong>		
1 教室・講習会場入口の衛生的配慮	<input type="checkbox"/> 手指に用いる消毒剤または除菌剤等を設置し、入口で手指消毒を行ってから入室するよう促している。 <input type="checkbox"/> ドアノブ等(高頻度接触部位)は、ドアの開閉時の都度、または定期的に消毒または除菌を行っている。	P8
2 対面遮蔽の工夫(実習時) 間隔をあけた席の配置 (座学時・実習時)	<input type="checkbox"/> 実習時は対面遮蔽用のスニーズガードを設置している。スニーズガードの設置ができない密接場面では、受講生・モデル共に、フェイスシールドとマスクの両方を着用している。大声で会話しないよう努めている。 <input type="checkbox"/> 受講生同士が密接しないよう席の間隔を適切に(最低1m、できれば2m)あけている。 <input type="checkbox"/> 席の間隔が1m未満の場合には、側面遮蔽用のスニーズガードも設置している。 <input type="checkbox"/> 実習終了後は、スニーズガードの消毒または除菌を行っている。	P7, 8
3 モデルハンド(人工ハンド)を活用したトレーニング(実習時)	<input type="checkbox"/> 実習を行う際には、可能な限り“人の手”ではなく、“モデルハンド(人工ハンド)”を活用したプログラムを導入し、密接および密集を避けている。	P8
4 効率の良い換気・湿度管理	<input type="checkbox"/> 外気に面した窓やドアを開けられる施設では、送風機等(扇風機は室外に向けて使用する等)を活用して効果的な換気を行っている。窓やドアが開けられない施設では、建物に設置されている給排気設備を常時稼働させるとともに、定員を2/3~1/2程度に減らす対策を講じている。乾燥する場面では湿度40%以上を目安に湿度管理を行っている。 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法として窓開け換気が難しい場合には、空気清浄機(HEPAフィルターによるろ過式か風量が毎分5㎥程度以上のものなど)を使用すること。	P9
5 高頻度接触部位の消毒または除菌	<input type="checkbox"/> テーブル(教室、共用部分、スタッフルームを含む)、椅子(背もたれ、ひじ掛け、座面)、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、エレベーターのボタン、カラーサンプル、デザインサンプル等の消毒または除菌を行っている。	P7~11
6 受講生の休憩スペース	<input type="checkbox"/> 休憩時間も密集を避け(最低1m、できれば2mあける)、飲食の際は横並びに座り、会話を控え、効率の良い換気を行っている。 <input type="checkbox"/> テーブル、椅子、その他 高頻度接触部位を定期的に消毒または除菌を行っている。	P8, 9
7 会計の際の留意点	<input type="checkbox"/> 可能な限り、電子決済を推奨し、カードリーダー、タブレット、キャッシュトレイ、ベン等の消毒または除菌をしている。 <input type="checkbox"/> 会計後の手洗いまたは手指消毒を徹底している。	P8
8 トイレ、手洗い設備等の衛生的配慮	<input type="checkbox"/> 清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底している。 <input type="checkbox"/> トイレはフタを閉めて流す徹底を図るための掲示を行っている。 <input type="checkbox"/> 液体石けん、ペーパータオルを備えている。共用タオルを使用していない。ハンドドライヤーの使用を停止している。	P10
9 廃棄物の処理	<input type="checkbox"/> ふた付きのゴミ箱を備え、ゴミはビニールに入れ適切な方法で廃棄している。 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理の際は、グローブとマスクを着用している。事後に手洗い、手指消毒をしている。	P10
<strong>講師・スタッフの健康管理等に関わる事項</strong>		
10 講師・スタッフの健康管理	<input type="checkbox"/> 体調チェックに気を配り、健康管理(体温等)を記録している。 <input type="checkbox"/> 出勤を控える要件を理解している。 <input type="checkbox"/> 毎日の行動記録(いつ、どこで、誰と会ったか)を残している。	P12
11 マスクの常時着用 フェイスシールドの活用	<input type="checkbox"/> 講師・スタッフは飛沫感染防止のため、マスクを常時着用している。 <input type="checkbox"/> スニーズガードの設置ができない密接場面では、フェイスシールドとマスクの両方を着用している。 フェイスシールドの着用後は消毒または除菌を行っている。	P6,7,10,12
12 スタッフルーム等	<input type="checkbox"/> 食事、休憩時、着替えの際に密集を避け(最低1m、できれば2m)、飲食の際は横並びに座り、会話を控え、効率の良い換気を行っている。 <input type="checkbox"/> テーブル、椅子、その他 高頻度接触部位を消毒または除菌している。	P12
<strong>受講予約・受付に関わる事項</strong>		
13 予約制の徹底	<input type="checkbox"/> 受講予約と受講定員を設定し、最少人数の講師・スタッフで対応できるように運営し、講習時間が延長しないよう努めている。	P5, 6
14 受講生の体調チェック(予約時)	<input type="checkbox"/> 受講予約にあたり、受講をお断りする要件を明記し、該当しない事を確認してから、受講の予約を受け付けている。	P5, 6
<strong>受講生に関わる事項</strong>		
15 受講生の体調チェック(受講当日)	<input type="checkbox"/> 体調が万全でない場合は、予約日を変更していただくようお願いしている。 <input type="checkbox"/> 検温を行い、当日の体調が良好であるかを伺って、マスクの着用確認を行ってから授業または講習をスタートしている。 ※商業施設内に施設がある場合は、商業施設の入り口等で既に検温を実施している場合、再度の検温は行なわなくてもよい。	P7
16 マスク着用の確認	<input type="checkbox"/> 飛沫感染防止のため、マスクを正しく常時着用できているか確認している。	P5,6,7
<strong>実習に関わる事項</strong>		
17 実習を行う際の着衣等(受講生)	<input type="checkbox"/> マスク、フェイスシールド(必要に応じて)、アイガード、グローブ(必要に応じて)、清潔な実習着やエプロンを着用している。 <input type="checkbox"/> スニーズガードの設置ができない密接場面では、フェイスシールドとマスクの両方を着用している。	P7,8,10
18 丁寧な手指消毒	<input type="checkbox"/> こまめな手洗いを励行すると共に、施術のはじめに消毒剤を用いて擦式清拭消毒を丁寧に行っている。	P7
19 実技授業・講習に関わる器具、用具、備品類の衛生管理	<input type="checkbox"/> 消毒済みの器具、用具、備品類を備え、実習終了後は、通常以上(場合により標準レベル以上)の消毒または除菌を行っている。 <input type="checkbox"/> コットン、ガーゼ、ペーパー類等は使い捨てとし、施術モデルが直接触れる備品類には可能な限りペーパー等で覆う工夫をしている。ペーパー等で覆うことの出来ない高頻度に接触する備品類等は、実習終了後に消毒または除菌を行っている。	P9
20 各種用具の持ち手・化粧品等の外装部分の適切な消毒	<input type="checkbox"/> 各種筆類(ジェル用、アクリル用、アート用等)の持ち手部分、ネイルボリッシュ等の各種化粧品、ネイル材料のキャップや本体部分も、使用後は消毒または除菌を行っている。	P9
<strong>その他</strong>		
21 緊急時の対応	<input type="checkbox"/> 有事の際の連絡先(管轄の保健所または所轄担当役所の電話番号)と対応フローを明確にし、共有できている。 商業施設内に施設がある場合は、その管理部門と連携して適切な対応をとっている。	P13
22 ガイドラインの遵守 COCOA利用の促進	<input type="checkbox"/> 「ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を参照しながら取り組みを実践している。また、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)の利用を促進している。	P6

## II. ネイルスクール等での感染拡大防止のための対応

### 1. 受講に際しての留意点

受講生へ受講時の注意事項並びに、体調が思わしくない時等の参加の自粛を、ホームページ、SNS、入口への掲示、書面配布等で呼びかけ、注意の徹底を強く求めること。

また、下記症状のある受講生については受講を控えていただき、体調が回復してから改めて受講を予約していただく様にお願いすること。その際、新型コロナウイルス感染拡大防止のためであることを説明し、ご理解いただくこと。さらに、受講に際して、事前に予約が必要であることを周知し、マスクの持参、着用をお願いすること。

下記の症状がある場合は、体調が万全に回復するまで、受講はお控えください。

- \* 風邪の症状(くしゃみや咳が出る)がある場合 ※花粉症や鼻炎によるくしゃみや鼻水の症状は除く
- \* 発熱の兆候がある場合
- \* だるさ(倦怠感)や息苦しさがある場合
- \* 咳、痰、または胸部に不快感がある場合
- \* 味覚および嗅覚にいつもと違う変化を感じる場合
- \* その他新型コロナウイルスに感染している疑いのある症状がある場合
- \* 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方

新型コロナウイルス感染症の影響で、くしゃみをすることもはばかられる状況が続いています。「くしゃみ」「鼻水」「鼻づまり」「目のかゆみ」等の症状がある場合には、自己判断せず、耳鼻咽喉科、内科、眼科、アレルギー科等の専門医を受診し、診断を受け、治療を行うことが大切です。

以下の内容に該当する場合も、受講をお控えください。

- 新型コロナウイルスの陽性者または濃厚接触者と判明した場合
- 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある場合
- 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染者が発生したクラスターとされる場所を訪れた方、並びに当人との濃厚接触がある場合

以上はあくまでも一例なので、下記を参考に各施設の立地、設備、メニュー、最新の保健所やその他の行政機関からの通達等の諸条件を考慮し、適切な注意喚起をすること。



<https://www.mhlw.go.jp/content/1090000/000596978.pdf>

「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」

また、感染例が報告されている地区では、潜在的に感染者がいる可能性が高く、一層の対策が必要である。各地区的感染の現状には、厚生労働省HPを参照すること。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#kokunaihassei](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei)  
「国内の発生状況」



過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等については常に変化しているため、以下の外務省HPを参考し最新の情報の把握に努めること。



[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country\\_count.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country_count.html)

「各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況」

[https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen\\_risk.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html)  
「海外安全ホームページ 感染症危険情報」



## 2. ネイルスクール等の授業・講習に関する対応

### ①新型コロナウイルス感染症が収束するまでの授業・講習の変更事項の周知

予約の体制を整え、受講生が込み合う時間帯をつくる不適切なスケジューリングと共に、講師・スタッフも最少人数で対応できるシフトを組むこと。また、受講生同士が密接しないよう席の間隔を適切にあけること。講習時間の変更や、授業・講習内容に変更がある場合は、あらかじめホームページ、SNS、会場内掲示、書面配布等で告知を行うこと。

感染症対策および健康管理の一環として、受講生・講師・スタッフは、常にマスクを着用し、必要に応じてフェイスシールド、アイガード、グローブ等を着用すること。(マスクは不織布マスクが望ましい)

### ②感染症関連のキャンセル等に対する、柔軟な対応

受講予約をいただいているが、感染症関連の理由により受講ができない場合は、柔軟に対応し、受講生が不利益にならないように事前に対応を検討し告知すること(予約のキャンセル、延期等)。感染防止対策の徹底状況が説明できるようスタッフ間でその内容を共有しておくこと。

受講できない状況が続く場合には、通学期限の延長や補習カリキュラムを検討し、対応すること。

尚、JNAでは、JNAの講習会や検定試験の自校実施でのキャンセル対応(感染症関連の理由による欠席の場合の受講料の繰り越し、返金等)を行う場合がある。

### ③受講生の通学に関する配慮

受講生の居住地域における感染状況に注意し、通学の可否も含めて通学の時間帯にも配慮すること。

※受講生が心身ともに健康な状態で授業・講習を受講できるようサポートすること。

### ◆新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)利用の促進と留意点

講師・スタッフは COCOA のインストールと利用を必須とし、QR コードが記載されている「ガイドライン実施宣言ステッカー」を入口、教室・講習会場内に掲示する等の方法で、受講生にも利用を推奨すること。また、各地域が行っている通知サービスも推奨すること。受講生には、接触確認アプリ(COCOA)を機能させるため、携帯電話の電源および Bluetooth を切らずにマナーモードにすることを推奨する。

## 3. 衛生管理・感染症対策

ネイルに関連する授業・講習の実施においても、教室・講習会場内の衛生環境の向上・感染症対策を徹底し、受講生および講師・スタッフの感染症対策を講じる必要がある。以下、NPO法人日本ネイリスト協会発行「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」と、本ガイドラインを参考し運営すること。

座学のみの授業・講習においても、感染防止の観点から、教室・講習会場内の環境の衛生向上の確保、換気の徹底、受講生同士が密に接触しないように留意する必要が求められる。



NPO法人日本ネイリスト協会「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」参照

[https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri\\_jishukijun2017.pdf](https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri_jishukijun2017.pdf)

<参考>厚生労働省「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」

[https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri\\_100915.pdf](https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri_100915.pdf)



新型コロナウイルスの感染防止対策としては特に以下の事項を徹底すること。

◆求められる主な対策◆

- ・三密を避ける対策
- ・受講生に対して体調の確認
- ・飛沫感染対策
- ・スタッフの健康管理
- ・接触感染対策
- ・有事の際の対応フローの共有 等

◆3つの「密」を避けるようにすること

- ・密閉空間…効率のよい換気を行い、新鮮な空気を取り込むこと。
- ・密接場面…受講生・講師・スタッフは常にマスクを着用すること。実習の際は対面での飛沫感染防止のため対面遮蔽用の「ビニールカーテン」または「アクリル板」などのスニーズガード<sup>※1</sup>を設置し遮蔽すること。スニーズガードの設置が出来ない場面では、フェイスシールドとマスクの両方を着用すること。また、実習終了後はスニーズガードの消毒または除菌を行うこと。  
モデルハンド(人工ハンド)を導入したプログラムを取り入れる等、効率のよいプログラムを練り実習時間が延長しないように努める。会話はなるべく控え、大声で会話しないよう努めること。  
受講生が水分補給等をする場合は、ペットボトル等使い捨て出来る容器を使用すること。
- ・密集場所…受講は予約制とし、受講定員を設定するなど密集を回避する。受講生の座席レイアウトを見直し、席の間隔を(最低1m以上、できれば2m)あけること。  
席の間隔が1m未満の場合は、側面遮蔽用のスニーズガードを設置し遮蔽すること。  
※お客様との対面遮蔽に加え、席の間隔が1m未満の場合は、側面遮蔽も行うこと。

※1 飛沫防止用のシート等については、以下の点に留意すること。

- ・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。  
ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材(難燃性、不燃性、防炎製品など)を使用すること。
- ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
- ・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。

◆手洗い・手指消毒を徹底し、高頻度接触部位については、徹底した消毒または除菌を行うこと。なお消毒方法等の具体的な方法は「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」および本ガイドラインP9を参照のこと。

◆手指の衛生措置の基本“手洗い”的励行

消毒用エタノールが入手困難な状況において、確実にウイルスを除去するためにも、手洗いを励行しましょう。

※<参考>[厚生労働省 手洗いの方法](#) →



◆受講生の体調の確認

受講当日、検温を行い、当日の体調が良好であるかを伺って、体調不良の方は別日変更のお願いをする。また、マスクの着用を確認する。※商業施設内に施設がある場合は、商業施設の入り口等で既に検温を実施している場合、再度の検温は行わなくてもよい。

◆より丁寧な手指消毒の徹底

ネイル実習で手指消毒をする場合には、より丁寧な手指消毒を心掛けましょう。手指消毒剤を用いて、手首から手の平、手の甲、指間、指先、爪先(フリーエッジの先端、裏側も含む)まで、丁寧に擦式清拭消毒を行いましょう。

◆消毒剤および除菌剤は、スプレーで直接噴霧しないこと(ウイルスが飛び散るため)。ペーパーに消毒剤を含ませ清拭することが大切です。

## ①教室・講習会場入口

- 入口に手指消毒剤を設置し、手指消毒の徹底を促すこと。  
消毒剤の準備が困難な場合は、除菌剤等で対応すること。
- ドアノブ等、受講生が触れる可能性が高い高頻度接触部位は、ドアの開閉時の都度、消毒または除菌を行うこと。  
※次亜塩素酸ナトリウム水溶液(0.1%濃度)で消毒を行う場合は、ペーパータオルに含ませ清拭すること。金属部位に使用した場合は、10分程度たつたら水拭きすること。  
※新型コロナウイルスに効果を示す界面活性剤の詳細と製品リストは、「独立行政法人 製品評価技術基盤機構 NITE」のホームページを参照してください。



## ②教室・講習会場

- 室内の清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底すること。
- 受講生が座る席は、一定の距離(最低1m以上、できれば2m)をあけることが必要であるため、席が離れたレイアウトに変更すること。  
席の間隔が1m未満の場合は、側面遮蔽用のスニーズガードを設置し遮蔽すること。  
※対面遮蔽に加え、席の間隔が1m未満の場合は、側面部分の遮蔽も行うこと。
- 受講定員を設定し、密集を避けること。なお、元々の定員が定められているスペースを利用する際は、定員の半分での利用とすること。

## ③実習場面(対面での飛沫感染防止策)

- 相モデル実習は対面遮蔽用のスニーズガードを設置し遮蔽すること。スニーズガードの設置が出来ない密接場面では、フェイスシールドとマスクの両方を着用すること。また、実習後は、スニーズガードの消毒または除菌を行うこと。
- 実習を行う際には、可能な限り“人の手”ではなく、“モデルハンド(人工ハンド)”を活用したプログラムを導入し、密接および密集を避ける。
- 実習中の会話はなるべく控えること。大声で会話しないよう努めること。

## ④休憩時における留意点

- 休憩の前後には、必ず手洗いを行うこと。
- 休憩時間も密集を避け(最低1m以上、できれば2mあけること)、飲食は感染防止策を行った場所で行うこととし、横並びに座り、会話は控えること。
- 休憩スペースも効率的に換気を行うこと。
- 休憩スペース内のテーブル、椅子等も定期的に除菌を行うこと。

## ⑤その他の高頻度接触部位の消毒または除菌

### ●教室・講習会場

- 貸し出し備品類や、カラーサンプル、デザイン見本等に、触れた場合は消毒または除菌すること。タブレットやタッチパネル等を使用した場合は消毒または除菌を行うこと。
- オフィス内エリア等  
電話、パソコンのキーボード、ボールペン、レジ周りの備品類も消毒または除菌を行うこと。

## ⑥会計の際の留意点(レジおよび金銭授受)

- 会計に際して、可能な限り電子決済の導入および利用を推奨すること。また、現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、コイントレイなどを使用すること。
- 会計の際に使用した、カードリーダー、タブレット、キャッシュトレイ、ペン等も、使用後は消毒または除菌を行うこと。
- 対応後には必ず手洗いまたは手指消毒を行うこと。

## ⑦換気・湿度管理

- 外気に面した窓やドアを開けられる施設では、送風機等(扇風機を室外に向けて使用する等)を活用して、効果的な換気を行うこと。  
窓やドアが開けられない施設では、建物に設置されている給排気設備を常時稼働させるとともに、定員を2/3～1/2程度に減らす対策を講じること。必要換気量(一人あたり毎時30m<sup>3</sup>)を確保すること。  
乾燥する場面では、湿度40%以上を目安に加湿することを推奨する。
- ※エアコンは無換気状態で使うと、ウイルスを室内に拡散させる恐れがあるので、換気を行っていることを前提として用いること。
- ※フィルター式の空気清浄機も一定の効果はあるが、必ず換気も行うこと。
- ※効果的な換気は、ネイル材料に含まれる空気よりも重い有機溶剤のガスの希釈にも有効である。
- ※換気は、連続的かつ効果的に行うことが重要である。
- ※室内空気質の確認として、CO<sub>2</sub>測定機を活用することが望ましい。室内のCO<sub>2</sub>濃度は1000ppm以下にすることが目標。
- ※法令を遵守した空調設備による常時換気又はこまめな換気(寒冷な場面では室温が下がらない範囲で常時窓開けする等の工夫や二段階換気等)を行なう。
- ※「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法として窓開け換気が難しい場合には、空気清浄機(HEPAフィルターによるろ過式かつ風量が毎分5m<sup>3</sup>程度以上のものなど)を使用すること。冷暖房設備により、室内の温度および相対湿度を18°C以上かつ40%以上に維持することが望ましい。

## ⑧実技授業・講習に関わる器具、用具、備品類

- 実技授業・講習の場合は、ネイルテーブル、実習モデル用チェア、施術者用チェア、アームレスト、フットケア用チェア、ワゴン、ネイル機器、モデルハンド等は、使用毎に消毒または除菌を行うこと。また、講義用の机、イス等も同様の処置を行うこと。

### 【感染リスクを低減する適切な拭き方】

- ・同じ場所を何度も拭かない
  - ・往復しない
  - ・消毒剤または除菌剤を、直接スプレーしない。
  - ◎一方向に拭く
  - ◎拭く面から一度離したら、ペーパー(消毒剤または除菌剤を含ませたもの)を取り換える。
  - ◎拭いた後、拭いた場所を触らない。
  - ◎十分な量の消毒剤または除菌剤を使い捨てのペーパー等に含ませて拭く。
- ※同じ場所が重ならない、拭き残しがないように注意する。

- 器具・用具類は、実習モデルごとに消毒済みのものを使用すること。
- 各種筆類(ジェル用、アクリル用、アート用等)の持ち手部分、ネイルポリッシュ等の各種化粧品、ネイル材料のキャップや本体部分も、使用後は消毒または除菌を行うこと。
- コットン、ガーゼ、ペーパー類等は使い捨てのものを使用すること。
- タオルは使い捨てできるペーパー類を使用することが望ましい。使い捨てできないタオルを使用する際は、実習モデルごとに交換すること。
- 器具類は、消毒済みのものと使用済みのものとを区別し、適切な衛生措置を講じること。
- 施術に伴い生じるゴミや汚れた物は、その都度ふた付きのゴミ箱に捨てること

## ⑨実習を行う際の予防策

- マスク、アイガード、グローブ(必要に応じて)を装着すること。スニーズガードの設置ができない密接場面ではフェイスシールドとマスクの両方を着用すること。フェイスシールドをはずし、再度着用する前に、消毒または除菌を行うこと。
- マスク装着時は、マスクに触れないよう徹底する。鼻、口、目など、ウイルスを付着させないよう粘膜を保護することが重要である。
- 実習の前後には、必ず手洗いを行うこと。
- 消毒剤に触れる機会が多いため、手荒れが生じた場合はグローブを装着すること。
- 実技授業・講習中は、清潔なユニフォームやエプロン等を着用すること。万が一、「咳」や「くしゃみ」等でウイルスの付着が心配な際には、速やかに清潔な着衣に取り換えること。

## ⑩トイレ、手洗い設備等

- 複数の人が出入りする場所の清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底すること。
- トイレはフタを閉めて流すことを徹底していただくため掲示を行うこと。
- トイレ、手洗い設備等の清掃時は使い捨て手袋を着用すること。
- 手洗い設備および水道の蛇口、トイレ、出入り口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所について、使用毎の消毒、または定期的な消毒または除菌を行うこと。  
※次亜塩素酸ナトリウム水溶液(0.1%濃度)で消毒を行う場合は、ペーパータオルに含ませ清拭すること。金属部位に使用した場合は、10分程度たつたら水拭きすること。
- 巡回清掃の実施および実施管理記録の保存を徹底すること。
- 手洗いに用いる石けんは、液体石けんが望ましい。(固体石けんは、保管時に不潔になりやすいため)
- ハンドドライヤーは使用しないこと。ペーパータオルを使用し、ゴミ箱も備えること。(タオルの共有は絶対に行わないこと)  
※商業施設の共用トイレにおいては、実情に応じて対応すること。
- 清掃の終了後、手洗いを行うこと。

## ⑪廃棄物の処理

- グローブとマスクを着用すること。
- 施術時のゴミや、使用済みのマスクやグローブ、手洗いや消毒等に使用したペーパータオルなどを捨てる場合は、ビニールに入れ密封した状態で廃棄すること。
- ふた付きゴミ箱の内部も、消毒または除菌を行うこと。  
(具体例)次亜塩素酸ナトリウム水溶液0.1%濃度を含ませたペーパータオル等で清拭する。金属部位に使用した場合は、10分程度たつたら水拭きすること。
- ゴミの捨て方は、該当所在地の環境事業所のルールに従うこと。  
※マスクやグローブを外す際も、適切な外し方を実践すること。

参考:個人用防護具(PPE)の着脱の手順 →



- 廃棄物の処理後、手洗いを行うこと。

## ※消毒用エタノール等が入手困難な場合の対応について

### (1) 手指消毒について

逆性石けんを用いて擦式清拭消毒を行う。

(消毒薬品名:オスバン、ザルコニン液など、有効成分 10%配合のものを用いて 0.1~0.2%濃度に希釀して使用すること)

### (2) 金属器具類、用具類、備品類の消毒について

逆性石けんを用いて浸漬消毒を行う。

(消毒薬品名:オスバン、ザルコニン液など、有効成分 10%配合のものを用いて 0.1~0.2%濃度に希釀して使用すること)

#### ◆具体的な手順◆

洗浄→10 分間以上の浸漬消毒→水洗→乾燥→紫外線消毒連続 20 分間以上を行う。

#### 0.1~0.2%逆性石けん水溶液の作り方

(オスバン or ザルコニン液:2.5~5mL) + (水道水:250mL) = 0.1~0.2%濃度

※作った消毒液は、その日限りの使用としてください。

### (3) 用具類、備品等の消毒または除菌について(金属器具以外)

次亜塩素酸ナトリウム製剤を用いて浸漬消毒を行う。

(消毒薬品名:【ピューラックス 次亜塩素酸ナトリウム含有濃度6%】または【家庭用漂白剤ハイタ一次亜塩素酸ナトリウム含有濃度 5~6%でも代用可能】)を用いて 0.1%濃度以上に希釀して使用すること)

#### ◆具体的な手順◆

洗浄→10 分間以上の浸漬消毒→水洗→乾燥を行う。

※次亜塩素酸ナトリウムは強アルカリ性のため、金属器具類には使用しない(錆びやすくなるため)。

※手荒れ防止のためグローブを装着すること。

※設備や備品(ネイルテーブル、チェア、ジェルネイルライトの手をのせる台等)の消毒または除菌に

用いる場合には、ペーパータオル等に含ませて清拭を行うこと。10 分程度たつたら水拭きすること。噴霧してはいけない。

#### 0.1%以上濃度 次亜塩素酸ナトリウム水溶液の作り方

(ピューラックス or ハイター 5mL) + (水道水 250mL) ⇒ 0.1%以上濃度(標準レベル以上)

※作った消毒液は、その日限りの使用としてください。

#### 4. 講師・スタッフの健康管理

講師・スタッフの心と身体の健康面を注視し、すべての講師・スタッフに対して、適切な健康管理を行う。公平で公正な処遇を行うこと。感染の疑いがある場合や、陽性者等であると判明した場合を想定して、職場の対応ルールを定めておくこと。

- ①講師・スタッフ全員に出勤時の体温チェックを徹底すると共に、体調の変化の有無についても上長に報告し、記録に残すこと。
- ②マスクの常時着用を徹底する。必要に応じてアイガード、グローブの着用を行う。スニーゼガードの設置が出来ない密接場面では、フェイスシールドとマスクの両方の着用を徹底する。
- ③スクールの所在地域および講師・スタッフの居住地域における感染状況に注意し、出勤の可否も含めて出退勤の時間帯にも配慮すること。
- ④講師・スタッフは、各自の日々の行動記録(いつ、どこで、誰と会ったか)を残すこと。  
感染が流行している地域から移動や感染が流行している地域への移動は控える。
- ⑤スタッフルーム(更衣室および休憩スペースを含む)の利用、食事について
  - スタッフルームの利用が密にならないように心がけること。スタッフルームの入退室時には手洗いまたは手指消毒を行うこと。
  - 複数で食事をとる際は間隔(最低1m以上、できれば2m)を空けて離れて座るか横並びに座り、マスクを外す場合は会話をしないこと。
  - 歯みがき、お化粧直しなど、マスクを外す場面では会話をしないこと。休憩時等は緊張がとけて気が緩みがちになり、感染リスクが高まることがあるので注意すること。
  - スタッフルーム内の高頻度接触部位となる冷蔵庫のドア、電子レンジボタン、テーブル、椅子等も消毒または除菌を行うこと。
  - スタッフルームの常時換気および湿度管理を行うこと。
  - ゴミの廃棄も適切に行うこと。(3. ⑩廃棄物の処理 参照)
- ⑥以下の症状がある場合は、出勤を停止とする。また勤務中に以下の症状を発症した場合は、速やかに医療機関を受診し、体調が万全に回復するまで治療に専念すること。
  - \* 風邪の症状(くしゃみや咳が出る)がある場合 ※花粉症や鼻炎によるくしゃみや鼻水の症状は除く
  - \* 発熱の兆候がある場合
  - \* だるさ(倦怠感)や息苦しさがある場合
  - \* 咳、痰、または胸部に不快感がある場合
  - \* 味覚および嗅覚にいつもと違う変化を感じる場合
  - \* その他新型コロナウイルスに感染している疑いのある症状がある場合
  - \* 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方。

新型コロナウイルス感染症の影響で、くしゃみをすることもはばかられる状況が続いている。 「くしゃみ」「鼻水」「鼻づまり」「目のかゆみ」等の症状がある場合には、自己判断せず、耳鼻咽喉科、内科、眼科、アレルギー科等の専門医を受診し、診断を受け、治療を行うことが大切です。
- ⑦講師・スタッフの同居者に感染者、または感染者への接触があったことが判明した場合
  - 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合
  - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある場合
  - 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染者が発生したクラスターとされる場所を訪れた方、並びに当人との濃厚接触がある場合
  - 保健所または所轄担当役所の指示を仰ぎ、場合により自宅待機とすること。
  - 他の講師・スタッフ、および受講生との接触について正確な実態を把握すること。
  - 個人情報の保護に充分留意し、対応をすること。

※その他、講師・スタッフに新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、医療機関を受診し、専門医に相談すること。

## 5. 緊急時の対応について

### 新型コロナウイルス陽性者や濃厚接触者(以下、「陽性者等」)が発生した場合

受講生および講師・スタッフが、万が一感染した場合の対応は、保健所へ報告し、相談すること。

尚、保健所以外に、市役所や町村役場が業務を担当している場合もあるため、開催会場の所轄担当役所の確認をしておくこと。

- 受講生および講師・スタッフに関わる感染情報を取得した場合、まず即時に保健所または所轄担当役所へ報告し、求められる情報の速やかな開示を行うこと。また、当該受講生への連絡の方法に関しては、保健所または所轄担当役所の指示を仰ぐこと。
  - 特に感染者あるいは感染の疑われる受講生の到着時間から帰宅までの1時間後くらいまでに、同じ時間帯に会場内に同席した受講生をリストアップし、報告できるようにすること。
  - 感染防止のため関係各所への報告義務が生じることを、受講生ご理解いただくこと。
  - その後の対応等に関しては、保健所または所轄担当役所に相談し、指示を仰ぐこと。
- ※商業施設内に施設がある場合は、その管理部門と連携して適切な対応をとること。

### スタッフに新型コロナウイルス陽性の疑いがある場合

- PCR検査等を実施することが決定した段階で、速やかに上長に報告すること。  
また、検査の結果が判明した際には、その結果を上長に報告すること(結果が陰性であった場合も含む)。
- 報告を受けた上長は、濃厚接触者の自宅待機等については保健所の指示に従い、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、保健所の窓口となる担当者を決めておくこと。陽性者等とスタッフの勤務状況、予約表、スクールスペース等の見取り図等の準備をしておく。
- 保健所より、施設内の消毒等が必要になった場合は、その指示に従うこと。
- 保健所より、消毒に関して特段の指示がない場合は、陽性者等が接触したと考えられる箇所をすべて消毒すること。  
清掃と消毒を行う際は、グローブ、マスク、アイガード等を着用し、使い捨てのペーパータオルに、0.1%濃度の次亜塩素酸ナトリウム水溶液を含ませて清拭消毒を行う。金属類は、10分後に水拭きを行うこと。  
消毒後には、グローブを外し廃棄した後に、液体石けんを用いた手洗い、手指消毒を行うこと。

---

ネイルスクールおよびネイルに関連する授業・講習において、感染拡大の要因を排除することは勿論ですが、授業・講習において「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」、「ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、および本ガイドラインを参考に、衛生管理と感染症対策に関する正しい知識を周知することは、生活必需サービスである安全で安心なネイルサービスの普及に役立つ取り組みとなります。

業界として、お客様とネイリストの健康を守るためにも、適切な感染症対策と衛生管理の周知・励行にご協力いただきますよう深くお願い申し上げます。

## <参考>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00093.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00093.html)

首相官邸 新型コロナウイルスへの備え

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

NPO 法人日本ネイリスト協会

<https://www.nail.or.jp/>

## <参考>

「ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

<https://www.nail.or.jp/media/pdf/information/salonguide.pdf>



## <謝辞>

ガイドラインの策定にあたり、ご指導を賜りましたことを心より御礼申し上げます。

公益財団法人 日本エステティック研究財団 理事長 関東裕美先生

公益財団法人 日本エステティック研究財団理事 館田一博先生(一般社団法人日本感染症学会 理事長)

東京理科大学 工学部建築学科教授 倉渕隆先生 (公益社団法人 空気調和・衛生工学会 副会長)

## 「ネイルサロン衛生管理士」資格制度

NPO 法人日本ネイリスト協会(以下 JNA)では、JNA が制定した「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を普及し、ネイルサロンの現場で正しく活用していただくために「ネイルサロン衛生管理士」資格制度を設けています。

※ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の具体的な内容も盛り込んでおります。

### 【制度の目的】

「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を普及し、サロン従事者への啓発活動を通じて、国民の健康を守る安全で安心なネイルサービスの普及と公衆衛生の向上に資することを目的として、ネイルサロンの衛生管理に関する知識を習得した方に「ネイルサロン衛生管理士」資格を付与する制度です。

NPO 法人日本ネイリスト協会「ネイルサロン衛生管理士」資格制度

<https://www.nail.or.jp/eisei/index.html>



## <参考資料>

### 『新型コロナウイルス感染症の”いま”に関する11の知識』(厚生労働省HP)より抜粋

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749530.pdf>



Q 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査にはどのようなものがありますか。

A 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等があり、いずれも被検者の体内にウイルスが存在し、ウイルスに感染しているかを調べるための検査です。

新たな検査手法の開発により、検査の種類や症状に応じて、鼻咽頭ぬぐい液だけでなく、唾液や鼻腔ぬぐい液を使うことも可能になっています。

なお、抗体検査は、過去に新型コロナウイルス感染症にかかったことがあるかを調べるものであるため、検査を受ける時点で感染しているかを調べるために使うことはできません。

検査の対象者	PCR検査 (LAMP法含む)			抗原検査 (定量)			抗原検査 (定性)		
	鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液	鼻咽頭	鼻腔	唾液
有症状者 発症から9日目以内	○	○	○	○	○	○	○※1	○※1	×
発症から10日目以降	○	○	×	○	○	×	△※2	△※2	×
無症状者	○	×	○	○	×	○	×※3	×※3	×

※1 発症2日目から9日目以内に使用 ※2 隣性の場合は必要に応じてPCR検査等を実施。※3 確定診断としての使用は推奨されないが、結果が陽性の場合でも感染予防策を継続することを要件下で、感染拡大地域の医療機関や高齢者施設等において幅広く検査を実施する際はスクリーニングに使用することは可能。

検体採取の例  
(抗原定性検査、鼻咽頭ぬぐい液と鼻腔ぬぐい液の場合)

図はデンカ株式会社より提供

Q 接種の始まった新型コロナワクチンはどのようなワクチンですか。今後どのように接種が進みますか。

○ワクチンの特徴について  
ファイザー社の開発したワクチンで、メッセンジャーRNAワクチンという種類のワクチンです。  
通常、3週間あけて2回接種します。

○ワクチンの有効性について  
新型コロナウイルス感染症を予防する効果があります。  
接種を受けた人が受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した（熱が出たり、せきが出たりすること）人が少ないということがわかっています。（発症予防効果は95%と報告されています。）

○ワクチンの安全性について  
接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱などが見られることがあります。こうした症状の大部分は数日以内に回復しています。  
また、海外で、まれな頻度でアナフィラキシー（急性的アレルギー反応）が発生したことが報告されています。もし、アナフィラキシーが起きたときには、接種会場や医療機関で直ちに治療を行うことになります。

○今後の接種の進め方について  
接種を行う期間は、令和3年2月17日から令和4年2月末までの予定です。  
最初は、医療従事者等への接種が順次行われます。その後、高齢者、基礎疾患を有する方等の順に接種を進めていく見込み<sup>⑨</sup>。なお、高齢者への接種は、一部の市町村で4月12日に開始される見込みです。当初は実施する市町村や接種する人数が限られており、順次拡大していきます。

10

## 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策より抜粋 感染リスクが高まる「5つの場面」

<https://corona.go.jp/pr>



### 感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。
- お酒を飲むと喉が乾燥し、大きな声になりやすい。
- 特に、飲食などで団らでいる環境、空間での長時間、大人数で滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや囲などの共用が感染のリスクを高める。

場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば10人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

場面④ 窪い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 家の廊下やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の繋みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

「ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」  
2021年5月25日  
<Ver.6>



〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-14-3 赤坂東急ビル 5F  
TEL.03-3500-1580 FAX.03-3500-1608 <https://www.nail.or.jp>